

船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

近年、国際海事機関（IMO）において、GMDSS 設備の近代化についての検討が進められ、各種設備の性能要件等の見直しが行われてきたところ。

そのうち、非常用位置指示無線標識装置（EPIRB）については、第 101 回海上安全委員会（MSC101）において技術要件の改正案が採択され、2024 年 1 月 1 日以降船舶に搭載するものについては、改正後の技術要件への適合を求めることが第 105 回海上安全委員会（MSC105）において採択された。

また、EPIRB の技術要件が引用されている航海情報記録装置（VDR）の浮揚型収容容器についても、EPIRB の技術要件の改正に伴い、VDR の技術要件を改正する改正案が第 104 回海上安全委員会（MSC104）において承認された。

これらの設備については、2022 年 7 月 1 日以降船舶に搭載するものについても、新要件に適合したものを搭載することが推奨されているところ、今般、新要件に適合する製品の供給体制が整いつつあることから、新要件に適合した製品についても、船舶に搭載可能とする取扱いを船舶検査心得において明確化する等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）船舶救命設備規則関係

MSC.471（101）※¹に適合する EPIRB について、現行規則に適合していることを規定する。

※1 AIS の位置情報表示信号を送信する機能、位置情報の誤差範囲の精緻化等の要件が現行規則に上乗せされた規則。

（2）船舶設備規程関係

MSC.494（104）※²に適合する VDR について、現行規則に適合していることを規定する。

※2 現行規則にホーミング信号等の発信期間の延長及び EPIRB の技術要件の改正に伴う要件が上乗せされた規則。

（3）その他

その他所要の改正を行う

3. 今後の予定

公布：令和5年1月19日

施行：令和5年1月19日

(公印・契印省略)
国海安第121号
令和5年1月19日

一般社団法人 日本船舶電装協会
専務理事 白井 精一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
松尾 真治

船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

○3-1 船舶設備規程 (抄)

(二重傍線の部分は新設部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>(航海情報記録装置)</p> <p><u>146-30(a)</u> MSC. 494(104)に適合する航海情報記録装置は、本項の要件に適合しているとして差し支えない。</p> <p><u>附 則</u> (令和5年1月19日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>(a) 本改正後の心得は、令和5年1月19日から施行する。</p>	<p>(航海情報記録装置)</p> <p>(新設)</p>	

(略)

○3-2 船舶救命設備規則

(二重傍線の部分は新設部分)

改正後	改正前	備考
<p>(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)</p> <p>39.0 (a)～(e) (略)</p> <p><u>(f)</u> MSC. 471(101)に適合する浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、本項の要件に適合しているとして差し支えない。</p> <p><u>附 則</u> (令和5年1月19日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>(a) 本改正後の心得は、令和5年1月19日から施行する。</p>	<p>(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)</p> <p>39.0(a)～(e) (略)</p> <p>(新設)</p>	